**「射出成形」作業実技試験特別臨時会場制度**

**特別臨時会場制度とは**

特別臨時会場制度とは、原則当協会の会員企業又は団体等が、自ら手配する試験会場施設を、「射出成形」作業の実技試験における臨時の試験会場とすることができる制度です。

ただし、一定の要件を満たす企業又は団体等が、所定の期日までに、特別臨時会場の設置を希望する旨を申請し、協会から許可を受けた場合に限ります。

特別臨時会場は、「射出成形」作業の実技試験において、企業又は団体等からの申請により特別に設置が認められた臨時の実技試験会場です。したがって、継続的に当該会場及び近隣地区での検定試験の実施が保証されるものではありません。

▶**「特別臨時会場」の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 試験会場 | 申請事業所・団体にて手配(実施要領に適合したもの) |
| 試験設備・準備品等 | 申請事業所・団体にて手配(実施要領に適合したもの) |
| 試験日時 | 検定実施期間内であること(協会の日程調整に応じること)注：学科試験日を除くこと |
| 受検者 | 主として当該事業所・団体に在籍する者(※) |

※特別臨時会場への一般(外部)受検者の受け入れを原則とする。

**申請要件**

特別臨時会場の設置を申請するには、次の要件を満たす必要があります。

１．公正中立な試験を実施するために必要な設備や環境を備えた試験会場を手配できること。

２．中央協会が規定する実技試験実施要領及び実技試験問題に沿った公正中立な試験運営をするために必要な技能検定委員・補佐員等を手配できること。

３．一般受検者の受け入れが可能であること。（事前に会場の下見及び機械の公開・説明日を設けること）

４．試験に使用する金型等一部協会で用意する物以外の設備、道具等は全て用意すること。

５．申請事業所・団体より実技試験受検者が１会場につき２人以上であること。

６．試験は、原則として１日(８：３０～１７：１５)の間で実施できること。

※設備トラブル等に備えて、予備機械を可能な限りご準備ください。

**申請時期**

受検申請受付期間の２週間前（必着のこと）

**＜留意事項＞**

１．上記申請要件を満たす申請であっても、申請数等により全ての会場での実施が困難と判断される場合等は、特別臨時会場の設置を許可できないことがあります。

２．同一地区において、複数企業・団体からの申請があった場合は、統合等の調整をさせていただくことがあります。

３．特別臨時会場の設置の可否については、当協会が各年度の検定試験ごとに判断します。したがって、ある年度の検定試験において設置が認められた会場であっても、その後の継続的な設置が保証されるものではありません。

４．試験による機械設備等の破損事故においては、原則対応いたしかねます。なお、「技能検定実技試験補償保険」において、一部補償適用される場合もあります。（限度有）